

経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の説明書

外務省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の内容	一
1	総則(第一章)	一
2	物品の貿易(第二章)	二
3	原産地規則(第三章)	三
4	税関手続(第四章)	四
5	衛生植物検疫措置(第五章)	五
6	強制規格、任意規格及び適合性評価手続(第六章)	五
7	サービスの貿易(第七章)	五
8	自然人の移動(第八章)	七
9	知的財産(第九章)	七
10	競争(第十章)	九
11	ビジネス環境の整備(第十一章)	〇
12	協力(第十二章)	〇
13	紛争解決(第十三章)	〇
14	最終規定(第十四章)	一
15	附属書	一



## 一 概説

### 1 協定の成立経緯

平成十八年（二千六年）十月の我が国とベトナムとの間の首脳会談において署名された日越共同声明において、二国間の経済連携協定の締結に向けた交渉を開始することを決定し、平成十九年（二千七年）一月から両国間で交渉を行った結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、平成二十年（二千八年）十二月二十五日に東京において我が方中曾根弘文外務大臣と先方ヴイ・フイ・ホアン商工大臣との間でこの協定の署名が行われた。

### 2 協定締結の意義

この協定は、我が国とベトナムとの間で物品及びサービスの自由化及び円滑化を促進し、両国間の経済活動の連携を強化するとともに、自然人の移動、知的財産、ビジネス環境の整備等の幅広い分野での協力を強化するものである。この協定の締結によって、我が国とベトナムとの間の貿易の自由化及び円滑化が促進され、また、幅広い分野において互恵的な経済連携が構築されることを通じ、両国経済が一段と活性化され、ひいては両国関係全般が一層緊密化されることが期待される。

## 二 協定の内容

この協定は、前文、本文百二十九箇条及び末文並びに協定の不可分の一体を成す附属書から成っている。また、この協定に関連し、実施取極が作成されている。それらの概要は、次のとおりである。

### 1 総則（第一章）

- (1) 協定の目的について定める。（第一条）
- (2) 協定における用語の一般的定義について定める。（第二条）
- (3) 各締約国は、法令等であつて、協定の対象となる事項に関するものを、自国の法令に従つて、速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする等について定める。（第三条）
- (4) 各締約国政府は、自国の法令に従つて、公衆による意見提出の手續を採用し、又は維持するよう努める旨定める。（第四条）
- (5) 締約国の権限のある当局が協定の実施等に関連する行政上の決定を行う場合の手續について定める。（第五条）

- (6) 一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国が協定に従って秘密のものとして提供する情報の秘密性を保持すること等について定める。(第六条)
  - (7) 協定に別段の定めがある場合を除くほか、協定の規定は、租税に係る課税措置については、適用しないこと等について定める。(第七条)
  - (8) 協定中の一定の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条及び第二十一条の規定、サービス貿易一般協定第十四条及び第十四条の二の規定は、必要な変更を加えた上で、協定の一部を成す旨定める。(第八条)
  - (9) 両締約国は、世界貿易機関設立協定等に基づく権利及び義務を再確認する旨定めるとともに、日本国とベトナム社会主義共和国との間の投資協定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す旨定める。(第九条)
  - (10) 両締約国政府は、協定を実施するための詳細及び手続を定める別の取極を締結する旨定める。(第十条)
  - (11) 両締約国政府の代表者から成る合同委員会の設置及びその任務等について定める。(第十一条)
  - (12) 各締約国は、両締約国間の連絡を円滑にするため、連絡部局を指定する旨定める。(第十二条)
- 2 物品の貿易(第二章)
- (1) 第二章における用語の定義について定める。(第十三条)
  - (2) 両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとす旨定める。(第十四条)
  - (3) 一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与える旨定める。(第十五条)
  - (4) 一方の締約国は、他方の締約国の原産品について、附属書一の自国の表に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる旨定めるとともに、特定の産品に関する自国の実行最恵国税率が、当該産品と同じ関税品目に分類される原産品について附属書一の自国の表に従って適用される税率より低い場合には、各締約国は、自国の法令及び手続に従い、当該原産品について、その低い税率を適用すること等について定める。(第十六条)
  - (5) 関税評価協定第一部の規定は、両締約国間で取引される物品の課税価額の決定について準用する旨定める。(第十七条)

- (6) いずれの締約国も、世界貿易機関設立協定に基づく自国の義務に従い、いかなる輸出補助金も新設し、又は維持してはならない旨定める。(第十八条)
  - (7) 一方の締約国は、他方の締約国の製品の輸入等について、世界貿易機関設立協定に基づく自国の義務に適合しないいかなる非関税措置も新設し、又は維持してはならない旨定めるとともに、世界貿易機関設立協定の完全な遵守を確保する旨定める。(第十九条)
  - (8) 二国間セーフガード措置について定める。(第二十条)
  - (9) 締約国において国際収支及び対外資金に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合には、当該締約国は千九百九十四年のガット等に従い、輸入制限的な措置をとることができる旨定める。(第二十一条)
  - (10) 両締約国は、第二章の規定に基づくいかなる約束も、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定に基づく両締約国の約束に影響を及ぼすものではないことを再確認する旨定める。(第二十二条)
- 3 原産地規則(第三章)
- (1) 第三章における用語の定義について定める。(第二十三条)
  - (2) 締約国の原産品について定める。(第二十四条)
  - (3) 締約国において完全に得られ、又は生産される産品が原産品とされるための要件について定める。(第二十五条)
  - (4) 締約国において完全には得られず、又は生産されない産品が当該締約国の原産品とされるための要件について定める。(第二十六条)
  - (5) 産品の原産資格割合を算定する計算式について定める。(第二十七条)
  - (6) 一定の産品について、産品の生産に使用された非原産材料の総額等が当該産品の価額等の一定の割合を超えない場合には、当該産品が適用ある要件を満たさない場合にも原産品とみなす旨定める。(第二十八条)
  - (7) 一方の締約国の原産材料であって、他方の締約国において産品を生産するために使用されたものについては、当該他方の締約国の原産材料とみなす旨定める。(第二十九条)

- (8) 単純な作業が行われることのみを理由として、関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業の要件を満たすものとしてはない旨定める。(第三十条)
  - (9) 原産品が満たすべき積送基準について定める。(第三十一条)
  - (10) 産品が原産品であるか否かを決定する際における、当該産品の輸送又は船積み用のこん包材料及びこん包容器並びに小売用の包装材料及び包装容器の扱いについて定める。(第三十二条)
  - (11) 産品が原産品であるか否かを決定する際における、当該産品とともに提供される附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料の扱いについて定める。(第三十三条)
  - (12) 間接材料については、産品が生産される締約国の原産材料とみなす旨定めるとともに、間接材料の定義について定める。(第三十四条)
  - (13) 同一の又は交換可能な材料が原産材料であるか否かについての決定は、輸出締約国において適用可能な又は実施されている在庫管理方式についての一般的に認められている会計原則を用いて行う旨定める。(第三十五条)
  - (14) 附属書三に規定する運用上の証明手続は、原産地証明書及び関連事項に関する手続について適用する旨定める。(第三十六条)
  - (15) 原産地規則に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。(第三十七条)
- #### 4 税関手続(第四章)
- (1) 第四章の適用範囲について定める。(第三十八条)
  - (2) 第四章における用語の定義について定める。(第三十九条)
  - (3) 各締約国は、自国の関税法令に関して一般に利用されるすべての関連情報を、いかなる利害関係者についても、容易に利用可能なものとすることを確保すること等について定める。(第四十条)
  - (4) 両締約国は、予見可能であり、かつ、一貫性及び透明性のある方法でそれぞれの税関手続を適用すること等について定める。(第四十一条)
  - (5) 一方の締約国は、千九百九十四年のガット第五条3の規定に従い、他方の締約国からの通過物品又は他方の締約国への通過物品

- の通関を引き続き円滑に行う旨定める。(第四十二条)
- (6) 両締約国は、実施取極で定めるところにより、税関手続の分野において相互に協力し、及び情報を交換する旨定める。(第四十三条)
- (7) 税関手続に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。(第四十四条)
- 5 衛生植物検疫措置(第五章)
- (1) 第五章の適用範囲について定める。(第四十五条)
- (2) 両締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく権利及び義務を再確認する旨定める。(第四十六条)
- (3) 一方の締約国は、衛生植物検疫措置に関する他方の締約国からの妥当な照会に応ずることができ、及び適当な場合には関連する情報を提供することができる照会所を指定する旨定める。(第四十七条)
- (4) 衛生植物検疫措置に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。(第四十八条)
- (5) 第十三章の規定は、第五章の規定については、適用しない旨定める。(第四十九条)
- 6 強制規格、任意規格及び適合性評価手続(第六章)
- (1) 第六章の目的について定める。(第五十条)
- (2) 第六章の適用範囲について定める。(第五十一条)
- (3) 両締約国は、貿易の技術的障害に関する協定に基づく権利及び義務を再確認する旨定める。(第五十二条)
- (4) 両締約国は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続の分野において協力する旨定める。(第五十三条)
- (5) 各締約国は、第六章の規定の実施の調整について責任を負う照会所を指定する旨定める。(第五十四条)
- (6) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。(第五十五条)
- (7) 第十三章の規定は、第六章の規定については、適用しない旨定める。(第五十六条)
- 7 サービスの貿易(第七章)
- (1) 第七章の適用範囲について定める。(第五十七条)

- (2) 第七章における用語の定義について定める。(第五十八条)
- (3) 一方の締約国は、市場アクセスに関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、附属書五の自国の特定の約束に係る表において合意し、及び特定した条件及び制限に基づく待遇よりも不利でない待遇を与える旨定める。(第五十九条)
- (4) 一方の締約国は、附属書五の自国の特定の約束に係る表に記載する分野において、かつ、当該表に定める条件及び制限に従い、サービスの提供に影響を及ぼすすべての措置に関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇を与える旨定める。(第六十条)
- (5) 両締約国は、特定の約束に係る表への記載の対象となっていないサービスの貿易に影響を及ぼす措置に関する約束について交渉することができる旨定める。(第六十一条)
- (6) 特定の約束を行った分野又は小分野に関し、附属書五の特定の約束に係る表が特定する事項について定める。(第六十二条)
- (7) 一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、附属書六の自国の表に記載する分野等に関する措置及び当該一方の締約国によって締結される自由貿易協定に基づいて与える待遇を除き、最恵国待遇を与える旨定める。(第六十三条)
- (8) サービスの貿易に関する特定の約束の修正又は撤回について定める。(第六十四条)
- (9) 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対する資格要件等に関連する当該一方の締約国の措置がサービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、これらの措置が一定の基準に適合することを確保するよう努める旨定める。(第六十五条)
- (10) 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対し免許等を与えるための自国の基準を適用する上で、当該他方の締約国において与えられた免許等を承認することができる旨定める。(第六十六条)
- (11) 各締約国は、自国の区域内の独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供するに当たり第七章に基づく自国の約束に反する態様で活動しないことを確保する旨定める。(第六十七条)
- (12) 締約国は、第六十九条に規定する場合を除くほか、自国の特定の約束に関連する経常取引のための資金の国際的な移転及び支払に対して制限を課してはならない旨定める。(第六十八条)

- (13) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合等には、締約国は、一定の要件の下、サービスの貿易に対する制限を課し、又は維持することができる旨定める。(第六十九条)
  - (14) 各締約国は、一定の場合には、法人であるサービス提供者に対し、第七章の規定による利益を否認することができる旨定める。(第七十条)
  - (15) サービスの貿易に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。(第七十一条)
  - (16) 両締約国は、協定の効力発生の日から五年以内に見直しを行う旨定める。(第七十二条)
  - (17) 協定の実施が特定のサービス分野において一方の締約国に実質的な悪影響を及ぼす場合には、当該一方の締約国は、他方の締約国に対し協議を要請することができる旨定める。(第七十三条)
- 8 自然人の移動(第八章)
- (1) 第八章の適用範囲について定める。(第七十四条)
  - (2) 第八章における用語の定義について定める。(第七十五条)
  - (3) 一方の締約国は、第八章の規定に従って、他方の締約国の自然人に対し、入国及び一時的な滞在を許可する旨定める。(第七十六条)
  - (4) 一方の締約国は、第七十六条の規定に基づく自国の特定の約束の対象となる自然人に関し、自国への入国等について、他方の締約国の自然人が効果的な申請を行うために必要な要件及び手続に関する情報を、協定の効力発生の日に公表し、又は他方の締約国に利用可能なものとする。(第七十七条)
  - (5) 自然人の移動に関する小委員会の設置及びその任務について定める。(第七十八条)
  - (6) 両締約国は、この協定の効力発生の日の後に、附属書七の規定に従って、交渉を開始する旨定める。(第七十九条)
- 9 知的財産(第九章)
- (1) 両締約国は、知的財産の十分にして、効果的かつ無差別的な保護を与え、及び確保すること等について定める。(第八十条)
  - (2) 一方の締約国は、貿易関連知的財産協定第三条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護に関し、他方の締約国の国民に内国

- 民待遇を与える旨定める。(第八十一条)
- (3) 一方の締約国は、貿易関連知的所有権協定第四条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護に関し、他方の締約国の国民に最恵国待遇を与える旨定める。(第八十二条)
- (4) 各締約国は、知的財産の保護に関する制度の効率的な運用を確保するため、知的財産権に関する自国の行政上の手続を簡素化するための適切な措置をとること等について定める。(第八十三条)
- (5) 各締約国は、知的財産の保護に関する制度の運用における透明性を一層促進するため、自国の法令に従い、一定の事項を行う旨定める。(第八十四条)
- (6) 両締約国は、知的財産の保護についての啓発を促進するための適切な措置をとる旨定める。(第八十五条)
- (7) 各締約国が特許に関して負う義務について定める。(第八十六条)
- (8) 各締約国は、貿易関連知的所有権協定第二十五条及び第二十六条の規定に従い、意匠の十分かつ効果的な保護を確保する旨定める。(第八十七条)
- (9) 各締約国は、貿易関連知的所有権協定第十五条から第二十一条までの規定に従い、商標の十分かつ効果的な保護を確保する旨定める。(第八十八条)
- (10) 各締約国は自国の法令及び自国が締結している国際協定に従い、著作権及び関連する権利の効果的な保護を確保すること等について定める。(第八十九条)
- (11) 各締約国は、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーブで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約に従い、実行可能な限り早期に、すべての植物の種類に対する保護を与えるよう努めること等について定める。(第九十条)
- (12) 各締約国は、自国の法令及び貿易関連知的所有権協定に従い、地理的表示の十分かつ効果的な保護を確保する旨定める。(第九十一条)
- (13) 各締約国が不正競争行為に関して負う義務について定める。(第九十二条)

- (14) 各締約国は、貿易関連知的所有権協定第五十一条から第六十条までの規定に従い、国境措置の十分かつ効果的な執行を確保する旨定める。(第九十三条)
  - (15) 各締約国は、知的財産の権利者が、一定の要件を満たす侵害者に対し、知的財産権の侵害によって当該権利者が被った損害を補償するために適当な賠償を請求する権利を有することを確保すること等について定める。(第九十四条)
  - (16) 各締約国は、刑事上の手続及び刑罰を貿易関連知的所有権協定第六十一条の規定に従って適用することを確保する旨定める。(第九十五条)
  - (17) 両締約国は、知的財産の分野において協力すること等について定める。(第九十六条)
  - (18) 知的財産に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。(第九十七条)
  - (19) 第九章の規定の適用上、貿易関連知的所有権協定第七十三条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定の一部を成す旨定める。(第九十八条)
- 10 競争(第十章)
- (1) 各締約国は、自国の市場の効率的な機能を円滑にするため、自国の法令並びに透明性、無差別待遇及び手続の公正な実施の原則に従い、反競争的行為に対する取組により競争を促進する旨定める。(第九十九条)
  - (2) 第十章における用語の定義について定める。(第一百条)
  - (3) 両締約国は、自国の法令に従い、かつ、自国の利用可能な資源の範囲内で、反競争的行為に対する取組による競争の促進の分野において協力する旨定める。(第一百一条)
  - (4) 両締約国は、両締約国の競争当局が競争政策の強化及び各締約国の競争法の実施に関連する技術協力活動において協力することが共通の利益であることに合意する旨定める。(第一百二条)
  - (5) 第六条3及び第十三章の規定は、第十章の規定については、適用しない旨定める。(第一百三条)
  - (6) 第十章の規定を実施するための詳細な取決めは、両締約国の競争当局間で行うことができること等について定める。(第一百四条)

11 ビジネス環境の整備（第十一章）

- (1) 一方の締約国は、自国の法令に従い、自国において事業活動を遂行する他方の締約国の者のためにビジネス環境を一層整備するために適切な措置をとる旨定める。（第百五条）
- (2) 各締約国は、政府調達に関する措置の透明性を高めること等を行うように努める旨定める。（第百六条）
- (3) ビジネス環境の整備に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。（第百七条）
- (4) 両締約国は、適当な場合には、第十一章の対象となる事項に関連している両締約国におけるビジネス環境の整備のための両締約国間の既存の協議の場を利用することができる旨定める。（第百八条）
- (5) 各締約国は、当該締約国における連絡事務所を指定し、及び維持する旨定める。（第百九条）
- (6) 第十三章の規定は、第十一章の規定については、適用しない旨定める。（第百十条）

12 協力（第十二章）

- (1) 第十二章の規定に基づく協力の基本原則及び協力の分野について定める。（第百十一条）
- (2) 第十二章の規定に基づく協力の範囲及び形態については、実施取極で定める旨定める。（第百十二条）
- (3) 第十二章の規定に基づく協力の実施は、各締約国の予算上の資金その他の資源の利用可能性及び関係法令に従うことを条件とする旨定めるとともに、第十二章の規定に基づく協力に要する費用は、両締約国間で可能な限り衡平な方法で負担する旨定める。（第百十三条）
- (4) 協力に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。（第百十四条）
- (5) 第十三章の規定は、第十二章の規定については、適用しない旨定める。（第百十五条）

13 紛争解決（第十三章）

- (1) 第十三章の適用範囲について定める。（第百十六条）
- (2) 一方の締約国は、協定の解釈又は適用に関するいかなる問題についても、他方の締約国に対し協議を要請することができる旨定める。（第百十七条）

- (3) 両締約国の合意により、あつせん、調停又は仲介をいつでも開始することができること等について定める。(第百十八条)
  - (4) 仲裁裁判所の設置及び仲裁人の任命等について定める。(第百十九条)
  - (5) 仲裁裁判所の任務について定める。(第百二十条)
  - (6) 仲裁裁判手続について定める。(第百二十一条)
  - (7) 仲裁裁判手続の終了について定める。(第百二十二条)
  - (8) 仲裁裁判所の裁定の実施について定める。(第百二十三条)
  - (9) 仲裁裁判所の費用の負担について定める。(第百二十四条)
- 14 最終規定(第十四章)

- (1) 協定の目次並びに協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、協定の解釈に影響を及ぼすものではない旨定める。(第百二十五条)
  - (2) 協定の附属書及び協定中の注釈は、協定の不可分の一部を成す旨定める。(第百二十六条)
  - (3) 協定の改正について定める。(第百二十七条)
  - (4) 協定の効力発生について定める。(第百二十八条)
  - (5) 協定の終了について定める。(第百二十九条)
- 15 附属書

- (1) 両締約国の関税の撤廃及び引下げの実施日程等について定める。(附属書一)  
これらの概要は次のとおりである。

イ 我が国による関税撤廃等の概要

(イ) 措置の内容及び対象品目

品目数では、全約九千百十品目のうち、協定の発効時に関税を撤廃するものは約七千三百品目、一定の経過期間を経た後に関税を撤廃するものは約六百八十品目、関税の引下げ等その他の扱いとなるものが約千百三十品目になる。

分野別では、鉱工業品約六千七百六十品目のうち、約百四十品目を除くものについて関税を撤廃し、農林水産品約二千三百五十品目のうち、約九百九十品目を除くものについて関税を撤廃する。関税の撤廃が困難なものについては、関税の引下げ、関税割当の設定、再協議又は除外品目の各分類で対応する。

(ロ) 主要品目の概要

- ・ ほぼすべての鉱工業品について、協定の発効時に関税を撤廃する。
- ・ えび及びえび調製品について、協定の発効時に関税を撤廃する。
- ・ ドリアン及びオクラについて、協定の発効時に関税を撤廃する。
- ・ 天然はちみつについて関税割当を設定する。(枠内税率は現行関税率を半減する。また、その枠については、一年目の百トンから毎年五トンずつ拡大し、十一年目及びそれ以降の各年は百五十トンとする。)
- ・ 合板等を除く林産品について、協定発効後十年以内に関税を撤廃する。

ロ ベトナムによる関税撤廃等の概要

(イ) 措置の内容及び対象品目

品目数では、全約一万四千四百品目のうち、協定の発効時に関税を撤廃するものは約三千五十品目、一定の経過期間を経た後に関税を撤廃するものは約六千六百八十品目、関税の引下げ等その他の扱いとなるものが約千六百七十品目になる。

分野別では、鉱工業品約九千八百六十品目のうち約千五百八十品目を除くものについて関税を撤廃し、農林水産品約千五百四十品目のうち約九十品目を除くものについて関税を撤廃する。関税の撤廃が困難なものについては、関税の引下げ、再協議又は除外品目の各分類で対応する。

(ロ) 主要品目の概要

- ・ 切花について、協定の発効時に関税を撤廃する。
- ・ 生鮮の温帯果実(なし、りんご、みかん)について、協定発効後十年以内に関税を撤廃する。
- ・ 自動車部品(ギアボックス、ボルト・ナット、エンジン・エンジン部品、ブレーキ)について、協定発効後五年から十五

年以内に関税を撤廃する。

- ・ 鉄鋼（冷延鋼板、亜鉛めっき鋼板）について、協定発効後十年から十五年以内に関税を撤廃する。
- ・ 電気電子（カラーテレビ、フラットパネル、DVD部品、デジタルカメラ）について、協定発効後二年から八年以内に関税を撤廃する。

- (2) 品目別原産地規則について定める。（附属書二）
- (3) 運用上の証明手続について定める。（附属書三）
- (4) 金融サービスに関する第七章の補足規定について定める。（附属書四）
- (5) 各締約国がサービスの貿易について行う特定の約束について定める。（附属書五）
  - イ 我が国による特定の約束  
各分野に共通の約束として、科学技術に関する補助金に係る措置を掲げているほか、実務サービス、通信サービス、建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス、流通サービス、教育サービス、環境サービス、金融サービス、健康に関するサービス及び社会事業サービス、観光サービス及び旅行に関連するサービス、娯楽、文化及びスポーツのサービス並びに運送サービスに関する約束が掲げられている。
  - ロ ベトナムによる特定の約束  
各分野に共通の約束として、企業の設立、現地事務所の設立、企業による土地の貸借、外国のサービス提供者によるベトナム企業への出資、役員及び経営幹部に関連する措置等を掲げているほか、実務サービス、通信サービス、建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス、流通サービス、教育サービス、環境サービス、金融サービス、健康に関連するサービス及び社会事業サービス、観光サービス及び旅行に関連するサービス、娯楽、文化及びスポーツのサービス並びに運送サービスに関する約束が掲げられている。
- (6) サービスの貿易についての最恵国待遇に関する規定が適用されない各締約国の措置について定める。（附属書六）

これらの概要は次のとおりである。

イ 我が国による最恵国待遇の免除

ベトナムに対し最恵国待遇を与えることが免除される分野として、海上貨物利用運送サービス（旅客及び貨物の運送サービスを含む。）、エネルギー・サービス及び漁業に関連するサービスを掲げている。

ロ ベトナムによる最恵国待遇の免除

我が国に対し最恵国待遇を与えることが免除される分野として、すべての分野に共通するもの（現地事務所に関する措置）のほか、音響サービス（テレビ番組及び映画作品の制作、配給及び放映、公共放送を通じた音響作品の制作及び配給）、海運及び海上運送サービスを掲げている。

(7) 各締約国が自然人の移動について行う特定の約束について定める。（附属書七）

これらの概要は次のとおりである。

イ 我が国による特定の約束

ベトナムの自然人であって、短期の商用訪問者、企業内転勤者、自由職業サービスに従事する者、我が国にある公私の機関との個人的な契約に基づき高度の水準の技術又は知識を必要とする業務活動に従事する者（IT技術者を含む。）及び我が国の看護師資格を有して看護業務に従事する者について、入国及び一時的滞在を約束する。

ロ ベトナムによる特定の約束

我が国の自然人であって、短期の商用訪問者、企業内転勤者、我が国企業とベトナム企業の間サービス契約に基づいて業務活動（電子計算機サービス及び関連のサービス並びにエンジニアリング・サービス）に従事する者、業務上の拠点設立に責任を有する者及びベトナムの看護師資格を有して看護業務に従事する者について、入国及び一時的滞在を約束する。

16 実施取極

両締約国政府が協定を実施するための詳細及び手続を定める。

三 協定の実施のための国内措置

い。この協定を実施するため、国内法の立法又は改正は必要としない。なお、この協定を実施するための特別な予算措置は必要としない。